明診　様式第１２号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（医師・歯科医師が開設する場合）

**診療所開設者死亡（失そう宣告）届**

　　　　年　　月　　日

明石市長　様

戸籍法の届出義務者

住　　　所

本人との続柄

氏　　　名

電話　　　　－　　　　－　　　　　（担当：　　　）

次のとおり医療法第９条第２項の規定に基づき届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　 |  |
| ２　診療所の所在地 | 〒　　　－　　　　TEL　　　　-　　　　-　　　　　FAX　　　　-　　　　-　　　　 |
| ３　開設者の氏名 |  |
| ４　開設者の住所 |  |
| ５　死亡（失そう宣告）年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| その他の事項(1)エックス線装置の廃止後の措置について(2)診療録の保管について |

〔提出数〕2部（1部申請者控え）

〔提出日〕死亡・失そう宣告後10日以内

〔添付書類〕

□除籍抄本又は死亡診断書の写し

〔注意事項〕

・開設者が医師（歯科医師）の場合、免許証の登録抹消手続きが必要

・開設者が死亡又は失そう宣告を受けた場合、診療所廃止届と診療用エックス線装置廃止届は不要